

○航海に関する記録を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百三十九号）

（最終改正 平成二十年一月二二日国土交通省告示第一五〇一号）

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十七第二項の規定に基づき、航海に関する記録を定める告示を次のように定め、平成十四年七月一日から適用する。

航海に関する記録を定める告示

- 1 船員法施行規則（以下「施行規則」という。）第三条の十九第二項の国土交通大臣が告示で定める航海に関する記録は、航海の安全を確保し、かつ、航海に関する状況を詳細に復元できるように配慮して作成しなければならない。
- 2 航海に関する記録事項は、原則として次に掲げるものとする。
 - 一 発航前
 - イ 操舵設備、無線設備及び航海機器の作動状態の点検を行った場合、その結果に関する事項
 - ロ 積載物の積付けが船舶の安定性をそこなう状況にないことの確認に関する事項
 - ハ 喫水の状況から判断して船舶の安定性が保たれていることの確認に関する事項
 - ニ 燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていることの確認に関する事項
 - ホ 航海に必要な員数が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健康状態が良好であることの確認に関する事項
 - ヘ 積載物の積付けが船舶の構造に受け入れられない応力を発生していないことの確認を行った場合、その結果に関する事項
 - 二 航海中
 - イ 針路の変更、航海距離及び船舶の位置に関する事項
 - ロ 気象及び海象に関する事項
 - ハ 水先人の乗下船に関する事項
 - ニ 交通方法が定められた航路又は水域における航行に関して必要と認められる事項
 - 三 錨泊中及び入港時
 - イ 荷役その他船舶の運航に関して必要と認められる事項
 - ロ 行政官庁（外国の行政官庁も含む。以下同じ。）からの指摘その他行政官庁との関係において必要と認められる事項

ハ 錨^{びよう}泊の状況、係留の状況その他船舶の安全に関して必要と認められる事項

ニ 船舶の保安に関する事項

四 その他

イ 法第十九条各号の一に該当したときの詳細に関する事項

ロ 船内にある者が負傷したときの詳細に関する事項

ハ 航海計器及び航行援助装置の故障に関する事項

ニ 当直中遭遇することが予想される危険な状況又は遭遇した危険な状況に関する事項

ホ 施行規則第三条の十七ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかったときの詳細に関する事項

3 航海に関する記録内容に変更があったときは、変更前の記録内容を確認することができるように抹消して訂正する。

4 航海に関する記録の保存期間は、原則として一年間とする。